

## 千葉県人権施策基本指針検討会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県は、県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造を図るため、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための千葉県人権施策基本指針を改定するに当たり、広く意見を求めるため、千葉県人権施策基本指針検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(対象事項)

第2条 この検討会議の対象事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県人権施策基本指針の改定に対する意見交換（意見聴取）に関すること。
- (2) その他、新たな人権問題や人権施策の推進に関し必要な事項の意見交換（意見聴取）に関すること。

(委員)

第3条 検討会議は、有識者の中から知事が依頼する15名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、千葉県人権施策基本指針の改定までとする。ただし、令和8年3月31日を超えない。

(組織)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により定める。

- 2 副座長は、座長の指名により定める。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じ知事が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 検討会議の会議は公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な意見交換に著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると知事が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者の制限その他必要な制限を課すことができる。
- 4 知事が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。